



環境省

---

# 生物多様性条約第16回締約国会議について

---

2025年2月

環境省 自然環境局 自然環境計画課

井上直己



# 生物の多様性に関する条約

- 1992年 5月：ナイロビで採択。  
翌月のリオサミットで署名開始。  
1993年12月：発効。

## ■ 条約の目的

- ① 生物の多様性の保全
- ② その構成要素の持続可能な利用
- ③ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分



- 締約国：194か国、EU及びパレスチナ <米国は未締結>

- 生物多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組

## ■ 締約国の義務

- ・ 生物多様性国家戦略の策定
- ・ 国別報告書の提出

### 特定の目的・対象

#### ラムサール条約

水鳥の生息地として  
国際的に重要な湿地  
1975年発効



#### ワシントン条約

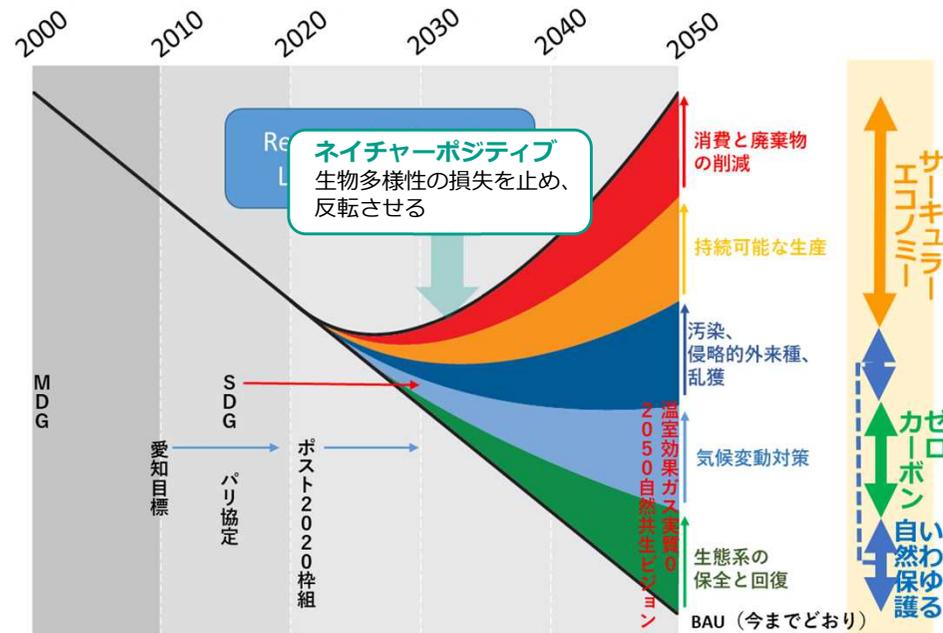
絶滅のおそれのある野  
生動植物の種の国際取  
引（CITESサ行入）  
1975年発効



# ネイチャーポジティブ（自然再興）とは

- 「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」こと。
- 「**G7 2030年自然協約**」や、生物多様性に関する新たな世界目標「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」においてその考え方が掲げられるなど、生物多様性における重要な考え。
- 経済界でもネイチャーポジティブを目指す動きが注目。

※ ネイチャーポジティブ経済移行により世界規模で 2030 年までに 3 億 9500 万人の雇用創出と 年間 10.1 兆ドル(約 1070 兆円)規模のビジネスチャンスが見込める  
 出典：WEF the New Nature Economy Report (2020)



ネイチャーポジティブを目指すには、これまでの自然環境保全の取組だけでは足りず、財とサービス、特に食料のより持続可能な生産、消費と廃棄物の削減といった様々な分野が連携して取り組む必要があることが指摘されている。

生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

出典「地球規模生物多様性概況第5版 (GBO5)」を基に作成

- 2022年のCOP15にて決定された生物多様性に関する世界目標
- 2050年ビジョンは愛知目標から引き継がれた「自然と共生する世界」
- いわゆる**ネイチャーポジティブ**の実現が2030年ミッション

2050年ビジョン  
自然と共生する世界

2030年ミッション ⇒ いわゆる**ネイチャーポジティブ**  
自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

## 2050年ゴール

(ゴールA)  
保全

(ゴールB)  
持続可能な利用

(ゴールC)  
遺伝資源へのアクセスと利益配分  
(ABS)

(ゴールD)  
実施手段の確保

## 2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画の設定
- 2: 自然再生
- 3: 30by30
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取の適正化
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染防止・削減
- 8: 気候変動対策

(2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の持続可能な利用
- 10: 農林漁業の持続的管理
- 11: 自然の調節機能の活用
- 12: 緑地親水空間の確保

13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

(3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネスの影響評価・開示
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保

- 2022年のCOP15にて決定された生物多様性に関する世界目標
- 2050年ビジョンは愛知目標から引き継がれた「**自然と共生する世界**」
- いわゆる**ネイチャーポジティブ**の実現が2030年ミッション

⇒ いわゆる**ネイチャーポジティブ**  
生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

のニーズを満たす

(3) ツールと解決策

種の持続可能な利用  
漁業の持続的管理  
の調節機能の活用  
親水空間の確保

資源へのアクセスと  
配分(ABS)

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネスの影響評価・開示
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の  
参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保

ビューメカニズム) 広報・教育・啓発・取り込み

14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保

15. **事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる**

16. 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じてグローバルフットプリントを削減

# 生物多様性条約第16回締約国会議(CBD-COP16)の結果概要

## 日程等

2024年10月21日(月)～11月1日(金) (翌2日朝)

場所：コロンビア・カリ

テーマ：Peace with nature

※ 再開会合は、2025年2月25日(火)～27日(木)

FAO本部(イタリア・ローマ)にて開催予定

※ 次回COP17は2026年にアルメニア・エレバンで開催予定



コロンビア・カリ



(議長)スサナ・ムハマド  
コロンビア環境・持続可能な開発大臣

## ポイント

- 生物多様性条約COPとしては過去最大規模の13,000人超が参加。
- 日本政府代表団として、外務省、文部科学省、農林水産省、水産庁、経済産業省、環境省から参加。ハイレベルセグメントには松澤裕・環境省地球環境審議官が出席。
- 2022年12月の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」(GBF※) 採択後初のCOP。GBFの着実な実施に向けたレビューメカニズム、資源動員、遺伝資源のデジタル配列情報(DSI※)が主要議題。
- DSIの使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムの大枠や、先住民等の参画に関する補助機関の設置を決定。他方、GBF実施のための資源動員、レビューメカニズム等は、最終日に会合が中断され採択に至らず。
- 環境省から、生物多様性国家戦略改定や実施の経験、30by30目標実現のための自然共生サイトの認定、G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス、外来種対策、SATOYAMAイニシアティブなどの日本の取組を発信。



# 遺伝資源のデジタル配列情報（DSI: Digital Sequence Information） の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズム

## 決定の概要

- COP15で設立が決定されたDSIの使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムについて、DSIから利益を得る業界のDSI使用者が、利益などの一部をUNDPが管理するグローバル基金（カリ基金）に拠出することを締約国が促すことや、それを生物多様性条約の目的のために使うこと等が決定された。

## 基金への拠出

- DSIの使用者であって一定規模以上の者は、利益の1%又は売上の0.1%を目安として拠出（今後さらに検討し、次回COP17において決定）
- 対象企業規模の目安は、総資産、売上及び利益のうち2つ以上の過去3年間の平均値が、それぞれ2000万米ドル、5000万米ドル、500万米ドルを超えること。（同上）
- DSIの使用者は、例えば、①医薬品、②健康食品、③化粧品、④動植物育種、⑤バイオテクノロジー、⑥DSIの使用に係る実験機器、⑥DSIに係る情報・科学技術サービスの業種に属する者をいう。
- 基金への拠出後は、受領書及び証明書が発行される。

## 基金からの配分

- 基金からの配分は、生物多様性条約の目的の実現、DSIに係る能力開発支援のために用いられる。
- 基金の少なくとも半分は、先住民及び地域社会が指定する組織に直接的に、または政府を通じて配分される。また、一定の割合が、DSIの利用に係る途上国の技術開発支援のために配分される。
- COP17で決定される算定式等により、各国が特定する国内基金等に直接配分される。
- 資金を受け取る国内基金等は、資金の使途に係る説明責任を有し、報告書を提供する。

# 資源動員・資金メカニズム

## 経緯

- 昆明・モンリオール生物多様性枠組」(GBF)では、生物多様性保全のため、民間企業等も含めたあらゆる資金源からの途上国への国際資金を2030年までに年間2000億ドル (うち、先進国等で2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドル) まで増加させる旨言及。
- 資源動員戦略
  - 先進国は、国別目標の設定、新たな基金の設置には反対。公的資金のみならず、民間資金を含めたあらゆる資金源からの動員が必要、動員される資源の利用の効率性が重要という立場。
  - 途上国は、上記のGBFに定める2025年目標が達成されておらず、進捗の促進が重要。条約第20条を根拠に、先進国がその資源を出していくべき (CBDR (共通だが差異ある責任) に基づく考え方) という立場。
- **新基金の設立**
  - 先進国：新基金設立は不要。GEFが実質上もCBDの資金メカニズムという立場。
  - アフリカ (コンゴ民)：GBFファンドでは不十分。GEFではなく「COPの権限」で運用できる生物多様性に特化した基金の設立を求める。
  - ラ米 (ブラジル)：GBFファンドを活用しつつ、さらなる先進国からの資金を求める。

## COP16における交渉の結果概要

### ➤ 生物多様性保全のための資源動員

GBFの実施に必要な資金を動員するための資源動員戦略は、採択に至らなかった。

「グローバル生物多様性枠組 (GBF) 基金 (\*)」とは別に、アフリカ諸国が求めていた新たな「グローバル生物多様性基金」の必要性等を議論するも各国間の意見の隔たりは大きく、採択に至らなかった。

(\* : 2023年に地球環境ファシリティ (GEF) の下に設置。日本も既に6.5億円を拠出している。)

# レビューメカニズム/モニタリング枠組（指標）について

COP15 で採択された、GBF の実施をモニタリングする枠組み（指標を含む） 並びに COP17 及び COP19 で実施が予定されるグローバルレビューの仕組みが議論。議論の進展はあったものの、会議の中断により決定の採択にまでは至らず。

## レビューメカニズムの概要



### 【モニタリング枠組（指標）】

- ・報告必須のヘッドライン指標/選択回答式指標が概ね確立
- ・指標の細分化は任意に
- ・指標見直しは継続
- ・農薬指標が保留。有害補助金は更なる開発を要請

### 【グローバルレビューの仕組み】

- ・タイムラインが明確化  
→グローバルレポート作成(専門家関与)⇒グローバルレビュー
- ・日本からはVoluntary Peer Reviewの挿入に成功
- ・レビューへのインプットプロセスも概ね合意  
→有識者委員会を設立するオプションがあり。
- ・非国家主体の関与も報告様式が確立

## COP16における交渉の結果概要

- GBFの実施に大きく影響する議題。大枠では共通理解が得られている。
- 指標等の実施に資金が必要として、再開会合では資源動員議題とパッケージで議論。

# 先住民及び地域社会の参画に関する条約第8条（j）項関連

## 条約第8条（j）項

- 自国の法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

## 決定の概要

- 先住民及び地域社会（IPLCs; indigenous peoples and local communities）の生物多様性保全等への完全かつ効果的な参画のため、条約第8条（j）項及び関連規定に関する常設補助機関の設置が決定。
- 条約第8条（j）項及び関連規定並びに昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施のための新たな作業計画が採択。
- ブラジル・コロンビアの共同提案により、伝統的な生活様式を体現する集団によって構成される アフリカ系の人々（people of African descent）の役割等に焦点を当てた決定が採択。



(写真) ©UN Biodiversity (国連SDGsグループより)  
<https://unsdg.un.org/latest/stories/cop16-landmark-biodiversity-agreements-adopted>



(写真) 第8条(j)項に関する常設補助機関の設置が採択された時の会場の様子。 10

# COP16における民間セクター関連の議論結果

## 主流化／コミュニケーション、教育、普及啓発（CEPA）

- 主流化に関しては、2050年ビジョンを達成するためには生物多様性の主流化が不可欠であるという認識の下、次回のCOP17に向けたセクター内及びセクター横断での成功事例の共有といった今後のアプローチを決定
- CEPAに関しては、各国のコミュニケーション、教育及び普及啓発に関する作業計画について議論が行われた。GBFと整合した取組を促すことを狙いとした行動計画案が、附属文書として採択。

## TNFDに対する日本の拠出

- 自然関連財務情報開示を行うにあたって必要な自然関連情報に、企業や金融機関が容易にアクセスできるように、データアクセスの触媒となるデータファシリティーを立ち上げることが期待される
- 環境省は、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)に2年間にわたり約50万ドル相当の拠出（直接・間接支援の合算）をすることを決定し、G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE）主催のサイドイベントにおいて発表
- 今般の拠出を通じて、TNFDとの共同研究を実施し、TNFDデータファシリティーの立ち上げに参画しつつ、TNFDとの連携を進める

※自然関連財務情報タスクフォース(TNFD)

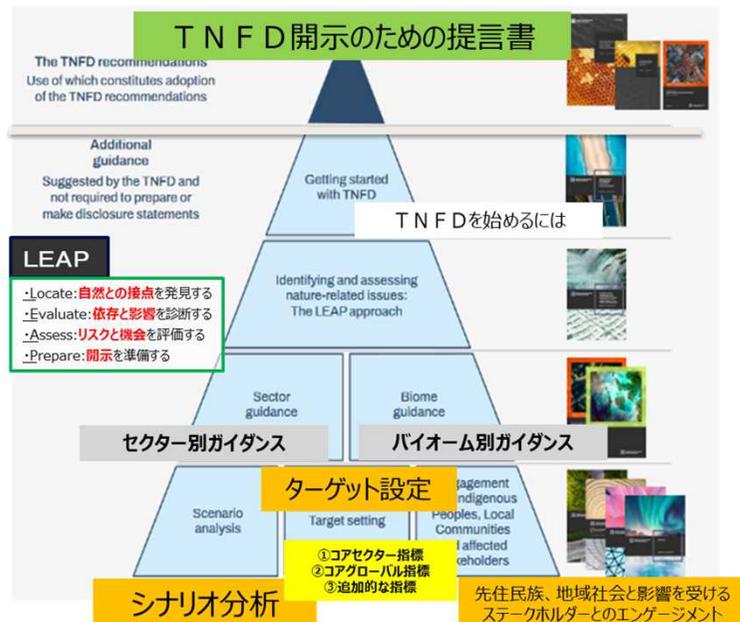
自然資本等に関する企業のリスク管理と開示枠組みを構築するために設立された国際的組織。2019年1月の世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)で着想。2023年9月に開示枠組v1.0が公表された。

# TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）v1.0

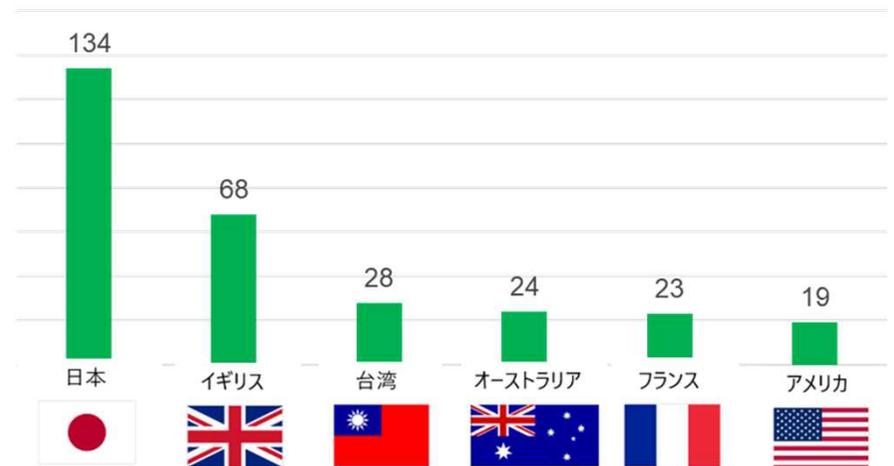
- **企業情報開示を通じて資金の流れを変える**ことを目指す、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の自然版。
- あらゆる規模の企業と金融機関が、自然関連課題を特定・評価・管理し、（適切な場合は）開示するためのリスク管理と開示の枠組み。
- ISSB・GRI等との国際的な開示基準との整合を重視
- 2024/2025会計年度においてTNFD統合開示を公表予定として登録した企業（TNFD Adopter）は**世界で502社が表明している中、日本は134社と世界最多**
- COP16のサイドイベントで、2年間で約50万ドル相当の拠出（直接・間接支援の合算）をすることを表明。

Figure 2: TNFD recommendations and additional guidance

※2024年11月19日現在



- <柱ごとの開示項目例>
- ガバナンス：取締役会の監督など
  - 戦略：短中長期の依存・影響
  - リスク・機会など
  - リスクとインパクト：特定する組織的プロセスなど
  - 目標設定：管理プロセスなど



資料：TNFD Websiteより環境省作成

# COP16における民間セクター関連のサイドイベント等

## 概要

- 【主催】 環境省、経団連、G7ANPE (G7 Alliance on Nature Positive Economy)
- 【日時】 10月28日
- 【登壇者】 環境省、WBCSD、TNFD、IUCN、経団連、企業7社 (うち日本企業5社: 王子HD、大成建設、三井物産、NEC、FANPS・三井住友銀行)



## 背景

- 2023年G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合において、ネイチャーポジティブ経済に関する知識の共有や情報ネットワークの構築の場として、「G7 ネイチャーポジティブ経済アライアンス (G7ANPE\*)」が新たに設立。G7各国政府、企業等計23の団体が加盟。(2024年9月現在)

\*G7ANPE:G7 Alliance on Nature Positive Economies

G7ANPE	
15:00	<b>Opening Remarks</b> Yutaka MATSUZAWA Vice-Minister for Global-Environmental Affairs, Ministry of Environment, Japan
15:05	<b>Keynote speech</b> Peter BAKKER President and CEO, WBCSD
15:10	<b>Keynote speech</b> Tony GOLDNER Executive Director, TNFD
15:15	<b>Comments from expertise</b> Susanne PEDERSEN Director, Center for Science and Knowledge, IUCN
15:20	<b>Sharing progress of Japanese business community</b> Takao AIBA Chairperson of Sub-Committee on Planning KNCC.

G7ANPE	
15:25	<b>Sharing case study of G7 countries</b> Hiroyuki ISONO Oji Holdings Corporation Tim FAVERI Nutrien Tadahiro KANEKO Sumitomo Mitsui Banking Corporation/ Financial Group Shintaro SATO Mitsui & Co., Ltd. Jiro TANIYAMA TAISEI CORPORATION Andrew WALTON Lloyds Banking Group plc Yutaka OKANO NEC Corporation
16:05	<b>Q&amp;A</b>
16:15	<b>Closing Remark</b> Keiji NISHIZAWA Chairperson, Keidanren Nature Conservation Council

## イベント内容

- 関係機関からキーノートスピーチ等がされた上で、ネイチャーポジティブ経済の実現に資するG7企業・計7社の具体的な活動やソリューション (開示に関する事項等) が紹介され、立見が出る程の盛況な結果 (最大参加者数: 約100名程度) となった。

# ネイチャーポジティブ経済移行戦略～自然資本に立脚した企業価値の創造～



令和6年3月 環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

## ネイチャーポジティブ経済への移行の必要性 ～社会経済途絶リスクからの脱却～

経済活動の自然資本への依存とその損失は、**社会経済の持続可能性上の明確なリスク**

社会経済活動を持続可能とするため**ネイチャーポジティブ経営への移行が必要。**

= 自然資本の保全の概念をマテリアリティとして位置づけた経営

CSR的取組から一段踏み込み、自然資本への依存・影響の低減を本業に組み込む

不適切な水資源利用や化学物質の放出等の結果、株価の下落等の財務的損失を被った企業も生じている  
出所：When the Bee Stings (BloombergNEF2023)



## 本戦略の狙い ～単なるコストアップではなくオポチュニティでもあることを示す～

ネイチャーポジティブ経済：個々の企業がネイチャーポジティブ経営に移行し、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、**そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へと変化する**ことを通じ、**自然への配慮や評価が組み込まれる**とともに、行政や市民も含めた多様な主体による取組があいまって、**資金の流れの変革等**がなされた経済。

本戦略では①**企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例**

②**ネイチャーポジティブ経営への移行に当たり企業が押えるべき要素**

③**国の施策によるバックアップ**

を示し、個々の企業の行動変容を可能とし、その総体としてのネイチャーポジティブ経済への移行を実現。

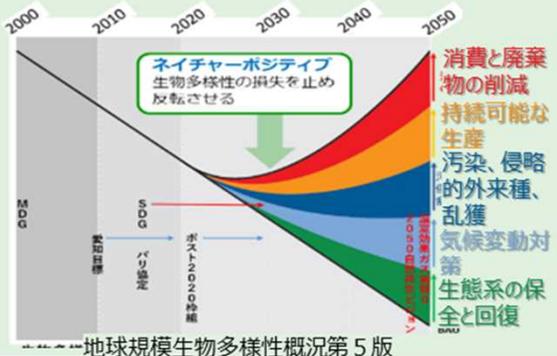
### ① 企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

#### TNFD等の情報開示を通じた企業価値向上

情報開示を意識したリスク対応等（それによるレジリエンス・持続可能性向上）で、それが市場や社会に評価されることで民の資金を呼び込み、企業価値向上に結びつける。

#### ビジネス機会の具体例と市場規模（環境省推計）

脱炭素や資源循環、自然資本の活用等、様々な切り口から機会創出。



(ビジネス機会の具体例)  
配合餌への転換や効率的な給餌等の環境配慮型養殖技術  
(市場規模:年約864億円)



### ② ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押えるべき要素

#### まずは足元の負荷の低減を

自然資本への負荷の回避・低減を検討した上で、自然資本にポジティブな影響を与える取組を検討（ミティゲーション・ヒエラルキー）

#### 総体的な負荷削減に向けた一歩ずつの取組も奨励

総体的な把握・削減を目指す。同時に自然資本との関係を踏まえつつ、事業の一部分から着手することも奨励

#### 損失のスピードダウンの取組にも価値

負荷の最小化と貢献の最大化を同時に図ることで、自然資本の回復力も含めたネイチャーポジティブを実現

#### 消費者ニーズの創出・充足

消費者ニーズを適切に把握するとともに創出し、ネイチャーポジティブに資する製品・サービスを市場に提供

#### 地域価値の向上にも貢献

ネイチャーポジティブ経営が地域の生物多様性保全と地域課題の解決に寄与

セクター別の取組内容・取組事例等については、「生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）」（2023.4公表）参照。

自然資本の保全の概念を取り込んだ企業の価値創造プロセスの実現に当たっては、いくつか押さえておくべき要素（行動指針）がある。これらを満たすための企業のガバナンス改革が行われることで、投資家等から取組が評価されやすくなり、効果的な価値創造が可能となる。

## 【要素1】 まずは足元の負荷の低減を

「ミティゲーション・ヒエラルキー」の考え方に則り、まずは事業活動から自然資本への負荷の回避・低減を十分に検討した上で、自然資本にポジティブな影響を与える取組を検討すること。

## 【要素2】 総体的な負荷削減に向けた一歩ずつの取組も奨励

企業の事業活動全体からの負荷について、総体的な把握・削減を目指すこと。同時に、事業活動と自然との関係を踏まえつつ、まずは事業の一部分から着手することも奨励されること。

## 【要素3】 損失のスピードダウンの取組にも価値

自然資本に直接にポジティブな効果を生む取組でなくとも、自然資本への負荷の低減もネイチャーポジティブに資することから、各企業とそのバリューチェーンにおいて、負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化を同時に図ることにより、自然の回復力も含めたネイチャーポジティブの実現を目指すこと。

## 【要素4】 消費者ニーズの創出・充足

消費者ニーズを適切に把握するとともに、そうしたニーズを創出し、ネイチャーポジティブに資する製品・サービスを市場に提供すること。

## 【要素5】 地域価値の向上にも貢献

ネイチャーポジティブ経営が、地域の生物多様性の保全と地域課題の解決に寄与すること。特に開発行為等により自然資本への負荷を及ぼす可能性がある場合には、負荷低減の取組等について、自主的な環境アセスメントも含め、地域住民等との丁寧な対話を通じてトレードオフ回避やシナジー創出を目指すこと。<sup>15</sup>

ご清聴をありがとうございました。

